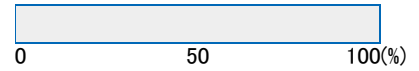


※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



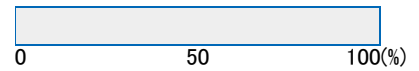
SC1

あなたの性別をお知らせください。

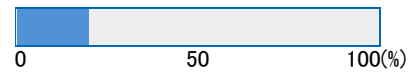
1 男性

2 女性

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

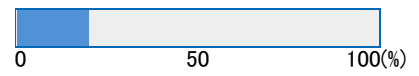


SC2

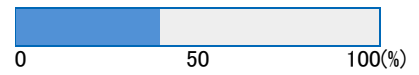
あなたの年齢をお知らせください。

歳

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

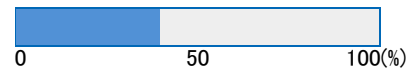


SC3

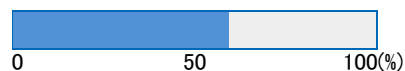
あなたのお住まいの地域をお知らせください。

 ▼

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



SC4

あなたのお住まいの市町村をお知らせください。

大阪市域

1 大阪市

北部大阪地域

2 豊中市

3 池田市

4 吹田市

5 高槻市

6 茨木市

7 箕面市

8 摂津市

9 島本町

10 豊能町

11 能勢町

東部大阪地域

12 守口市

13 枚方市

14 八尾市

15 寝屋川市

16 大東市

17 柏原市

18 門真市

19 東大阪市

20 四條畷市

21 交野市

南部大阪地域

22 堺市

23 岸和田市

24 泉大津市

25 貝塚市

26 泉佐野市

27 富田林市

28 河内長野市

29 松原市

30 和泉市

31 羽曳野市

32 高石市

33 藤井寺市

34 泉南市

35 大阪狭山市

36 阪南市

37 忠岡町

38 熊取町

39 田尻町

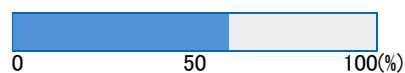
40 岬町

41 太子町

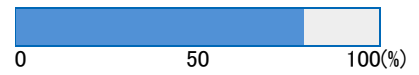
42 河南町

43 千早赤阪村

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

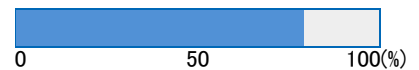


SC5

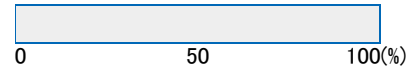
あなたの職業をお知らせください。

- 1 会社勤務
- 2 会社経営(経営者・役員)
- 3 公務員・教職員・非営利団体職員
- 4 派遣社員・契約社員
- 5 自営業
- 6 農林漁業
- 7 専門職(弁護士・税理士等・医療関連)
- 8 パート・アルバイト
- 9 専業主婦・主夫
- 10 学生
- 11 無職
- 12 その他の職業

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



I はじめに、児童虐待の防止についてお伺いします。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、18歳未満の者を児童とし、保護者が児童に対して行う主に次のような行為を「児童虐待」と定義しています。

- ・身体への暴行
- ・児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- ・著しい暴言・拒絶的反応・配偶者への暴力を見せるなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・保護者以外の同居人による前記の行為と同様の行為を放置することなど

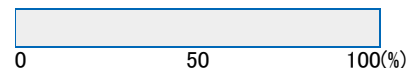
Q1

児童虐待等の連絡先として「児童相談所全国共通ダイヤル」が設定されており、平成27年7月1日からは、虐待かと思った時などに、すぐに通告・相談ができるように「189(いちはやく)」になりました。

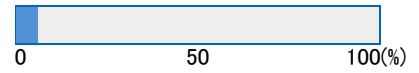
あなたはこの3桁の番号を知っていましたか。

- 1 全国共通ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知っていた
- 2 全国共通ダイヤルがあることは知っていたが、それが「189」であることは知らなかった
- 3 全国共通ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知らなかった

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

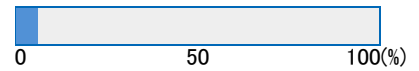


Q2

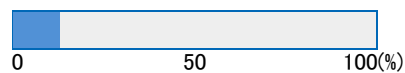
児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた人は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、速やかに福祉事務所又は児童相談所等に通告しなければならない義務があります。あなたは、このことを知っていましたか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



II 次に、障がいに対する理解についてお伺いします。

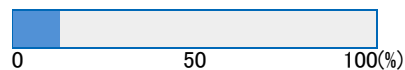
Q3

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組みを求めています。

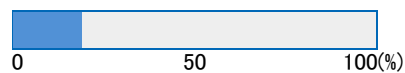
あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

- 1 法の内容を含め知っている
- 2 法の内容は知らないが、法があることは知っている
- 3 知らない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

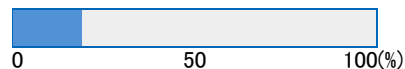


Q4

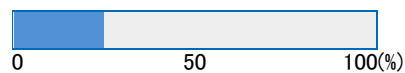
障がいのある人が、ない人と同じように生活できるようにするためには、例えば、段差がある場合に、車いすの方にキャスター上げの補助をする、筆談、読み上げ等で情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫(合理的配慮)が必要です。
あなたは、過大な負担となる場合を除き、例のような配慮や工夫を行わないことは、「障がいを理由とする差別」にあたると思いますか。

- 1 差別にあたると思う
- 2 どちらかと言えば差別にあたると思う
- 3 どちらかと言えば差別にあたると思わない
- 4 差別にあたると思わない
- 5 どちらとも言えない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q5

障がいのある方や妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方にそれを知らせる「ヘルプマーク」について、大阪府及び市区町村では平成29年6月から配布を開始しました。あなたはこの「ヘルプマーク」を知っていますか。

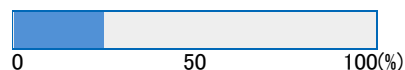


※ホームページ

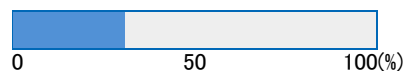
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/helpmark/index.html>

- 1 マークも意味も知っている
- 2 マークを見たり聞いたりしたことはあるが、意味は知らない
- 3 知らない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q6

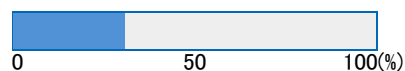
Q5で「マークも意味も知っている」、「マークを見たり聞いたりしたことはあるが意味は知らない」と回答された方に伺います。

あなたは、このヘルプマークについて、何で知りましたか。

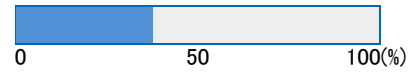
次の中からあてはまるものをすべて選択してください。(いくつでも)

- 1 街中で付けている人を見かけた
- 2 府政だより
- 3 ポスター、チラシなど
- 4 大阪府のホームページ
- 5 テレビや新聞、ラジオなど
- 6 Twitter
- 7 Facebook
- 8 その他インターネットやSNS
- 9 周囲の人から教えてもらった
- 10 その他
- 11 わからない、覚えていない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

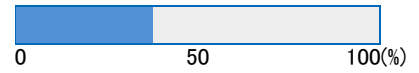


Ⅲ 次に、健康意識についてお伺いします。

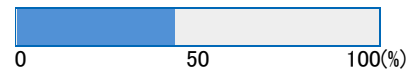
Q7
あなたは、ふだん健康だと感じていますか。

- 1 非常に健康だと思う
- 2 健康な方だと思う
- 3 あまり健康ではない
- 4 健康ではない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

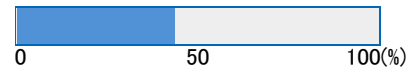


Q8

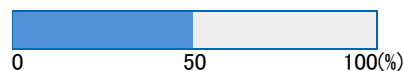
あなたは、健康に関心がありますか。

- 1 関心がある
- 2 どちらかといえば関心がある
- 3 どちらかといえば関心がない
- 4 関心がない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



大阪府では、若い世代から働く世代、高齢者まで、幅広い府民が生涯にわたって主体的な健康づくりに取り組んでもらえるよう、『健活10〈ケンカツ テン〉』のキャッチコピーとロゴマークを掲げ、さまざまな健康づくり事業を実施・推進しています。
「健活10〈ケンカツ テン〉」とは、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に向け、府民の皆さんに取り組んでいただきたい「10の健康づくり活動」のことです。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsu10/>

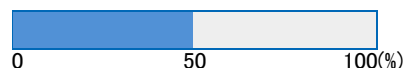


Q9

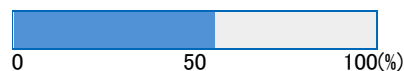
あなたは「健活10〈ケンカツ テン〉」を知っていましたか。

- 1 言葉を聞いたことがあり、内容も知っている
- 2 言葉を聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
- 3 言葉を聞いたことはない

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q10

前問で「〇〇〇(Q9回答テキスト再掲)」と答えた方にお伺いします。
あなたは、どこで「健活10〈ケンカツ テン〉」について知りましたか。(いくつでも)

- 1 府政だより
- 2 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌
- 3 パンフレット、チラシ
- 4 大阪府のホームページ
- 5 「健活10〈ケンカツ テン〉」ポータルページ
- 6 大阪府チャンネル(インターネットテレビ)
- 7 Twitter
- 8 Facebook
- 9 その他インターネットやSNS
- 10 メールマガジン
- 11 交通広告(電車・駅・バス等)
- 12 イベント
- 13 セミナー
- 14 その他
- 15 わからない/覚えていない

次へ

